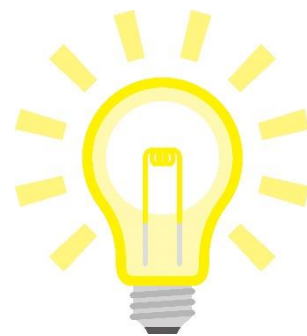


これだけは知っておきたい パートタイム労働法

「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者」に比べて短い労働者は、パートタイム労働法の対象になります。有給休暇、育児休業、正社員になるには？等、パートタイムの方にかかわる労働法をわかりやすく解説！ 個別相談にも応じます。



雇用保険受給者で希望者には
受講証明書
を発行いたします♪

日時：**10月17日（水）10:00～12:00**

内容：これからパートタイムで働く人のために
これから働く人のために！知って役立つ労働法
これだけは知っておきたいパートタイム労働法の重要ポイント
グループで悩みや疑問を話してみよう
個別相談会（希望者のみ）

定員：30人・申込み順
（パートタイム労働者・求職中の方、パートタイム労働法に関心がある方）

参加費：無料（駐輪場・駐車場は有料）

保育：あり 1歳6か月から未就学児 無料（要予約）締切 10/5（金）
電話、FAX、来所でお申込みください。ホームページからも申込みます。

【主催・申込み・会場】 越谷市男女共同参画支援センター「ほっと越谷」
〒343-0025 越谷市大沢3丁目6番1号 パルテきたこし3階
電話 048-970-7411 / ファクス 048-970-7412（月曜・祝日は休所）
ホームページアドレス <http://hot-koshigaya.jp/>